「指定介護予防・日常生活支援総合事業」 ~第1号通所介護~ さつき荘デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人津田福祉会が開設するさつき荘デイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う第1号通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の「看護職員」、介護職員、機能訓練指導員(以下「従業者」という。)が、事業対象者・要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、事業対象者・要支援状態の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な支援を行う。
 - 2 ①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の 質の向上に資するサービス提供を行うこと。②利用者の意欲を高めるような適切な 働きかけを行うこと。③利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な 連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - 一 名称 さつき荘デイサービスセンター
 - 二 所在地 栃木県鹿沼市白桑田254番地7

(従業者の職種及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種及び職務内容は、次のとおりとする。
 - 一 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

二 従業者

生活相談員

生活相談その他の相談・支援に当たる。

介護職員

介護その他の支援に当たる。

看護職員

看護その他の支援に当たる。

機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための

訓練指導、助言を行う。

2 指定通所介護事業所との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認めること ができる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、事業所が必要に応じて特別に認めた場合は、この限りでない。
 - 一 営業日 月曜日~土曜日 (但し、12月31日~1月3日は除く。)
 - 二 営業時間 8:30~17:30 三 サービス提供時間 9:15~16:30

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員 35名

(支援の内容)

第7条 支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 食事の提供
- 二 入浴サービス
- 三 送迎サービス
- 四 アクティビティの実施
- 五 若年性認知症利用者の受入

(利用料等及び支払いの方法)

- 第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準、鹿沼市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱及び宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による額とし、当該指定介護予防通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、自己負担割合証に記載のある額とする。
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 通常の事業実施地域を越えた地域 (別途 重要事項に記載)

(往復キロ数にて徴収する。)

二 食費昼食費 (おやつ代含む)(別途 重要事項に記載)夕食費(別途 重要事項に記載)

三 レクリエーション活動 実費

四 日常生活上必要となる諸費用 実費

- 3 前項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して、 そのサービス内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名を受 ける。
- 4 事業所は第2項第2号の食費について、当該食費の額の設定時に想定していなかった 事情により新たな費用が生じた時は、当該新たな費用を基礎として、食費の額を変更す ることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鹿沼市、宇都宮市とする。

(サービス提供の記録)

第10条 事業所は、事業を提供した際には、サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用料の額その他必要な事項を記録する。

(介護予防・生活支援サービス計画)

- 第11条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防・生活支援サービス計画を作成しなければならない。
 - 2 介護予防・生活支援サービス計画は、当該居宅サービスの内容に沿って作成されな ければならない。
 - 3 事業所の管理者は、介護予防・生活支援サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得なければならない。
 - 4 事業所の管理者は、介護予防・生活支援サービス計画を作成した際には、当該介護 予防・生活支援サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - 5 事業所は、それぞれの利用者について、介護予防・生活支援サービス計画に沿った サービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
 - サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
 - 二 けんか、口論、泥酔等により他の利用者等に迷惑を及ぼさないこと。
 - 三 喫煙は、定められた場所ですること。
 - 四 災害発生時等の緊急時には、従業者の指示に従うこと。
 - 2 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、 その旨を保険者に通知する。
 - 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の 程度を増進させたと認められるとき。
 - 二 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、支援中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、 速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければなら ない。

(運営体制の確保等)

- 第14条 事業所は、利用者に対し適切な支援を提供できるよう職員の勤務体制を定める。
 - 2 事業所は、職員の資的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - 一 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

二 継続研修 年 2回以上

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防 計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を策定し、防火管理者を配 置して、年2回以上定期的に避難及び救出訓練を実施する。
 - 2 非常災害時、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する。
 - 3 消火設備その他の非常災害に必要な設備を設ける。

(業務継続の強化 (BCP))

- 第16条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが提供出来る体制を 構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を 行う。
 - 2 事業所において業務継続計画が未策定な場合、業務継続計画の規定する基準を満たさない場合は、解消されるに至った月まで、所定単位数から減算する。

(感染症対策の強化)

第17条 感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、専任の感染対 策担当者をおき、定期の委員会開催をするとともに、感染症が流行する時期等を 勘案し必要に応じて随時開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施を行う。

(高齢者虐待防止の推進)

- 第18条 利用者の人権の擁護、虐待防止・早期発見、虐待の発生又は再発防止に関する 措置を講じる。虐待等の事案については、一概に共有されるべき情報であるとは 限られず、個別の状況に応じて慎重に対応する。専任の担当者を決め、委員会 の開催、指針の整備、研修の実施を行う。
 - 2 事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、高齢者虐待防止の措置を講じていない場合に減算を行う。高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、指針を整備していない、年に1回以上の研修を実施していない又は担当者を置いていない事実が生じた場合、改善が認められた月までの間について所定単位数から減算する。

(ハラスメント対策の強化)

第19条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策として、事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、苦情を含む相談、顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために必要な措置を講じる。

(身体的拘束等の制限)

第20条 サービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(生産性向上の取組)

第21条 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、委員会を 設置し現場における課題を抽出及び分析した上で状況に応じて、利用者の安全並 びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。

(会議や多職種連携における ICT 活用について)

第22条 テレビ電話装置等を活用する際は、「医療・介護関係事業者における個人情報の 適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関する ガイドライン」等を遵守して行う。

(衛生管理等)

- 第23条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
 - 2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

- 第24条 事業者及びサービス従事者又は従業員は、事業を提供する上で知り得た契約者 又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しない。この守秘義 務は、本契約が終了した後も継続する。
 - 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者 に関する心身等の情報を提供できるものとする。
 - 3 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の地域包括支援センター等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとする。

(苦情処理)

- 第25条 事業所は、その提供した事業に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速か つ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
 - 2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
 - 3 事業所は、その提供した事業に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 事業所は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。
 - 5 事業所は、提供した事業に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力する とともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導

又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の 内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

- 第26条 事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに 保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
 - 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行う。
 - 4 事業所は、事故発生時における職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを作成し、職員に徹底する。

(安全管理体制等の確保)

第27条 サービスの提供に当たっての安全管理体制の確保に努める。

(記録の整備)

- 第28条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
 - 2 事業所は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、 その完結の日から2年間保存する。
 - 一 介護予防・生活支援サービス計画
 - 二 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 三 第12条第2項に規定する市町村への通知に関する記録
 - 四 第25条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第26条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(その他運営に関する重要事項)

第29条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事会において定める。

(改廃)

第30条 この規定の改廃は、理事会において定める。

附則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日 施行 平成 21 年 4 月 1 日 改正 平成 23 年 12 月 29 日 改正

平成29年 4月 1日 改正

令和 3年 4月 1日 改定

令和 4年 4月 1日 改定

令和 6年 4月 1日 改定